

接続約款変更届出書

令和5年12月22日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

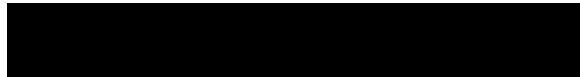
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年1月4日
------	----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新					旧				
(特定電子メールの取扱い) 第 50 条 当社及び協定事業者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)第 10 条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。					(特定電子メールの取扱い) 第 50 条 当社及び協定事業者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)第 10 条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。				
料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額					料金表 第 1 表 接続料金 第 2 網使用料 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps	187,960 円	月額
	(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	18,796 円	月額						
	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	154,677 円	月額					
		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	15,467 円	月額					
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)					
		(イ) (略)	(略)	(略)					
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps	187,960 円	月額	(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	187,960 円	月額
		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	18,796 円	月額			(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	18,796 円	月額
	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	188,327 円	月額		令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	188,327 円	月額
		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	18,832 円	月額			(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	18,832 円	月額
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)

	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
(2) 5G(NSA方式)直収パケット接続機能(L2接続)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	187,960円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	18,796円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	154,677円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	188,327円	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,467円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	18,832円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
(3) MVNO回線管理機能	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	92円	月額

	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>93</u> 円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>81</u> 円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
附則 (略) <u>附 則(令和5年12月21日 MKS2312190001500001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和6年1月4日から実施します。</u>					附則 (略)				